



こんな古典的で派手なスキャンダルがまだあったのか。財団法人日本漢字能力検定協会（漢検）の一連の不祥事で、前理事長父子が、親族企業との取引をめぐる背任容疑で逮捕されたと聞いて、あらためて驚いた。

漢検は、民法に基づき文部科学省が設立を許可した公益法人であり、公共の利益のために、非営利で活動することが義務付けられている。文科省が許可した公益法人が実施する検定だからこそ、社会的信用が得られ、受検者が急増し、大学入試にも広く採用されてきたのだ。

前理事長父子は、公益法人の特権を最大限に享受しつつ、あたかも個人商店のオーナーのような感覚で公益法人を私物化し、不明朗な経営で多額の利益を得ていたとされる。今回の事件は

漢検 スキャンダル

暴走許した監視体制

山内 直人



大阪大国際公共政策研究科教授

手口があまりにも露骨で違法性が強く疑われ、協会に与えた損害額も大きい。ため、京都地検としても立件せざるを得ないと判断したのだと思う。とはいえ、この事件は個人の暴走と片付ける

た役割を期待されているのは理事会だが、漢検の場合、前理事長父子の不正行為を理事会がチェックし是正することはできなかった。というより、ワンマン経営者が著名人に就任を依頼したお飾り理事会だったため、もともとそのようなチェック機能は期待すべくもなかったというのが実態なのだろう。事件発覚後、責任逃れのためかあわてて辞表を提出した理事が続出したことが何よりの証拠である。

わけにはいかず、それを許した制度にも問題があったと考えるべきだろう。第一は、組織の内部管理、ガバナンスの問題である。端的にいえば、組織が暴走を始めたときブレーキをかけ軌道修正する仕組みである。通常そうし

の引き下げなど一定の指導も試みたようだが、結果的には、対応が不十分で、しかも遅きに過ぎた感がある。しかし、所詮役所の監督能力には限界があり、これを無理に強化しようとするれば多額の税金をつぎ込まなければならないと

ふるさと伝言

いつシレンマもある。

こうした制度的な問題を解消するため、昨年十二月に抜本的な公益法人制度改革が行われた。新制度では、一定の情報開示が義務付けられ、理事会のあり方など組織のガバナンスも見直された。既存の公益法人が存続し続けようとするれば、五年以内に旧制度から新制度に移行しなければならない。

新制度では、一定の基準をクリアし公益認定を受けて税制優遇の対象となる「公益法人」になる道と、公益認定を受けず「一般法人」になる道が用意されている。今後、問題を抱えた法人が、公益認定を断念して、規制の緩い一般法人に転換するケースが続出することが懸念されており、一般法人が次の不祥事の温床にならないよう注視する必要がある。

公益法人は市民社会の重要な構成要素であり、傷ついた信頼を回復するため、今回の事件を今後の教訓として生かさなければならない。（やまうち・なおと、松山市出身）

転載許可番号
G20081201-00267